

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するために一部の方は手続きが必要です。（詳しくは裏面）通知により「手続き不要」のお知らせが届いた方は、必要ありません。

### 給付金の支給額

1世帯あたり5万円

### 給付金の支給時期

プッシュ式の方へは通知しています。  
手続きが必要な方は、村が受理した日から1ヶ月以内が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月～12月の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

赤井川村から  
お知らせが届きます  
※一部申請が必要な場合があります

令和4年9月30日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和4年11月28日（木）  
～令和5年2月28日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に  
申請してください。

【申請書配布先】赤井川村健康支援センター窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- プッシュ式（自動的に振り込む形式）対象となる世帯には、村から「お知らせ」が届きます。内容を確認してください。

【こんなときは窓口にお越しください】

- ①記載された給付金振り込み口座番号を変更したいとき
- ②受け取りを拒否する場合



**世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、お住まいの市区町村ごとに異なりますので、お問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともにお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

提出の前に給付金担当へのご相談をおすすめします



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ


内閣府「電力・ガス・食料品等価格高騰  
緊急支援給付金」コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00（土日祝、12/29~1/3を除く）

赤井川村役場 保健福祉課

「電力・ガス・食料品等価格高騰  
緊急支援給付金」担当窓口

 **0135-35-2050**

受付時間 平日8:30~17:15